

令和 7 年 11 月 25 日

令和 7 年度第 8 回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和7年11月25日（火）

午後1時30分開会～午後3時40分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

- 報告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告 2 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について
- 報告 3 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について
- 報告 4 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について
- 議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について
- 議案第38号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について
- 議案第39号 農地利用状況調査に係る農地・非農地の判定について
- 議案第40号 大崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

4. 協議事項

1) 農政

- 報告（1） 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について
- 協議（6） 令和8年大崎市農作業標準賃金について

5. 出席農業委員(24名)

1番 菅原 ひろみ 委員	2番 小野寺 正晃 委員
3番 布塚 幸子 委員	4番 中本 奈美 委員
5番 白川 知則 委員	6番 高橋 順子 委員
7番 佐々木 ひろ子 委員	9番 斎藤 真理子 委員
10番 菅原 清一 委員	11番 佐々木 正彦 委員
12番 下山 信行 委員	13番 高橋 英理子 委員
14番 只埜 和臣 委員	15番 鈴木 至 委員
16番 佐藤 裕之 委員	17番 佐藤 伸幸 委員

18番 佐々木 俊 通 委員	19番 佐々木 大 委員
20番 中 森 昭 悅 委員	21番 中 鉢 守 委員
22番 菅 原 まり子 委員	23番 今 野 久 男 委員
24番 中 條 泰 洋 委員	25番 熊 谷 安 正 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

1 番 今 野 隆 之 委員	25番 鈴 木 要 委員
26番 門 間 健 委員	

7. 欠席委員(2名)

8 番 櫻 井 正 幸 委員	26番 佐々木 政 直 委員
----------------	----------------

8. 遅刻委員(1名)

19番 佐々木 大 委員

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

事務局長 竹 内 満 博	事務局次長 三 浦 伸 一
事務局長補佐 星 充 浩	事務局長補佐 桑 添 滋 行
主幹兼係長 石 垣 佳 子	主幹兼係長 湯 山 栄 大
主事 門 脇 啓 太	主事 鈴 木 聖 己
主査 千 葉 浩 汰	再任主査 相 澤 勝 博
主査 加 藤 邦 彦	主事 佐 野 敏 光
主事 及 川 隆 司	

午後1時30分開会

事務局(桑添事務局長補佐)

それでは、令和7年度第8回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。なお、佐々木会長から欠席の届出がありますので、大崎市農業委員会規則第3条の規定により会長職務代理者が今回の議事を総理します。それでは、開会にあたりまして、熊谷安正会長職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者（熊谷安正委員）

〔挨拶〕

事務局（桑添事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会規則第3条の規定により、
本日は熊谷会長職務代理者が務めることになります。宜しくお願ひいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、8番櫻井正幸委員、26番佐々木政直委員であります。また19番佐々木大委員より遅刻の連絡が入っております。

出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和7年度第8回の大崎市農業委員会定例総会は成立をいたしました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、次第の3会期の決定について、お諮りいたします。会期は本日1日限り
としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。9番齋藤真理子委員、10番菅原清一委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

〔業務報告〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星事務局長補佐）

[報告 1～4 の説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま報告 1 から報告 4 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。本日は、議案第 40 号「大崎市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」の審議のため、市農政企画課の後藤課長補佐、佐々木主事、泉田主事が出席しておりますので、議案第 40 号を先に審議してよろしいかお諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 40 号番号 1 から 4 までの 4 か件について、先に審議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

農政企画課（佐々木主事）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで現地調査の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。

11 番（佐々木正彦委員）

11 月 21 日金曜日午前 9 時より、農業委員 1 番委員、2 番委員、4 番委員、推進委員 1 番委員、25 番委員、26 番委員の 6 名と事務局 2 名で現地調査を行いましたのでご報告いたします。番号 2 を 4 番委員、お願ひいたします。

4 番（中本奈美委員）

番号 2 を報告いたします。農用地区域から除外された後の転用目的は、老人デイサービスセンター 1 棟の建設と駐車場 12 台分を整備する計画です。申請地周辺の状況は西に隣接する住宅以外は畠の農地が広がっております。申請地の管理状況は、道路と同じ高さまで盛土がされており、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね 10 ha 以上の一団の農地に属する第 1 種農地であり、原則転

用不許可の地域であります。日常生活に必要な施設で集落に接続して設置される
ものに該当し、例外的に許可できるものと判断されます。以上です。

11番 (佐々木正彦委員)

番号3を26番推進委員お願ひいたします。

26番 (門間健推進委員)

番号3を報告いたします。農振除外された後の転用目的は、自宅進入路用として利用するものです。申請地周辺の状況は、北側が住宅で東側が農地です。道路を挟んで南側は10ha以上の畠が広がっております。農地区分は、第1種農地で原則転用不許可ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものと判断されます。以上です。

11番 (佐々木正彦委員)

以上で現地調査報告を終わります。

議長 (熊谷安正会長職務代理者)

それでは、議案第40号について質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番 (佐々木俊通委員)

番号2について、18ページの位置図に航空写真ではビニールハウスが並んでおりますが、次のページの現況写真では、大豆が植えられております。これはいつ頃このような状況になったのでしょうか。

議長 (熊谷安正会長職務代理者)

事務局。

農政企画課 (佐々木主事)

航空写真は令和4年のものでございます。具体的な時期までは確認できておりませんが、このビニールハウスがあった時期には、トマト栽培をしていたところで、令和4年から現在までの間に、耕作されなくなったとのことです。

議長 (熊谷安正会長職務代理者)

18番委員、よろしいでしょうか。

18番 (佐々木俊通委員)

周辺には大豆が植えられておりますが、この申請地は何も作付されておらず、4番委員から盛土との報告がありました。周辺も同じように盛土になっているの

でしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

農政企画課（佐々木主事）

申請地以外の周辺の状況については把握していないです。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

了解いたしました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ほかにご質問ございませんか。

2番（小野寺正晃委員）

調査委員として、現地を確認いたしましたが、道路と同じ高さで盛土がされており、この盛土にした経緯について伺いたいと思います。航空写真を見るとパイプハウスが建っていましたが、現在は全て撤去されております。以前トマトやナスを栽培していた方が、現在どちらで営農をしているのか疑問に思いました。4番委員が報告されたとおり、農地区分は第1種農地で優良農地であります。このような優良農地にパイプハウスが建っていた状況で、現在どちらで営農をしているのか確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

農政企画課（佐々木主事）

どこで営農していかについては、把握できていない状況です。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

こちらは優良農地で、ハウスが6棟から7棟ほど建っていた形跡がございます。周辺は18番委員がおっしゃったとおり、大豆が作付され既に刈り取りが終わっている状況でした。以前からそのような利用がされており、今回盛土されている申請地を見ますと、どのような目的で盛土されたのか判断できませんが、ここま

で形状が変更されているということは、それなりの目的があったのではないかと考えます。この盛土に関して、過去のことになるかと思いますが、盛土規制のようなものがあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

現状変更届出が提出されているか確認しましたが、提出されておりませんでした。また、盛土規制につきましては令和5年の5月から施行されていますが、県の土木事務所及び市の担当課に確認したところ、施行日前の事業となれば、危険なものでなければ遡及しないとの回答をいただいております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

こちらの優良農地と思われる地域を今回除外申請まで出して建設するとのことです、他に第1種農地以外の市街化区域や用途指定されている場所はなかつたのでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

農政企画課（佐々木主事）

事業者は、元々三本木で事業所を経営しており、三本木あるいは新沼地区を中心候補地を探していたとのご意向がございました。宅地等も含めまして、聞き取りをした時点で12件ほど物件を交渉いたしましたが、相続の関係がまだ進んでいない、あるいは隣接に山があり土砂崩れの危険性があるなどの理由から、適当な候補地が見つからず、今回の土地を申請したという経緯がございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか、質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、4か件を承認としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第40号番号1から4までの4か件について承認し、審議答申いたします。後藤課長補佐、佐々木主事、泉田主事様にはここで退席を願います。

ここで、暫時休憩いたします。

〔午後1時45分から午後1時50分まで休憩〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは再開いたします。

次に、議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」番号111から148までの38か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第34号番号111から148までの38か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第34号番号111から148までの38か件について、承認としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第34号番号111から148までの38か件について許可と決定いたします。

次に、議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号15の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。

11番（佐々木正彦委員）

それでは、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号15を2番委員、お願ひいたします。

2番（小野寺正晃委員）

番号15を報告いたします。転用目的は、自宅進入路の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田畠に囲まれた一角です。申請地の管理状況は、既にコンクリート敷きをされておりました。進入路として約50年前から義父によって使われていたようです。農地区分は、第1種農地で、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであります。雨水は近隣の側溝へ排水するもので、周辺農地への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、無断転用と思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査報告を終了します。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第35号番号15の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。10番委員。

10番（菅原清一委員）

無断転用のような形で50年以上経過していることについて、経緯等の説明をお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

こちらの土地につきましては、聞き取り調査の結果、代々こちらのご自宅に住まわれており、昔から進入路として使用していたとのことでございます。コンクリート敷きにした経緯につきましては、先ほど委員からご説明がありましたとお

り、50年ほど前に義理の祖父の兄弟が経営する会社でコンクリート敷きにしたとのことでございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

10番委員、よろしいでしょうか。

10番（菅原清一委員）

50年以上前から住宅進入路として使用しているということで、申請人から顛末書の提出をいただくことが妥当ではないかと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

10番委員より申請人により顛末書の提出ということでございますが、これに對してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、申請人から顛末書の提出を求めるにいたします。

そのほか、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、無断転用である議案第35号番号15の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、無断転用である議案第35号番号15の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号74から88までの15か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、現地調査の報告をいたします。番号74と75を2番委員、お願ひいたします。

2番（小野寺正晃委員）

番号74を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル196枚の設置です。申請地周辺の状況は、畑と雑種地に囲まれた一角です。申請地の管理状況は、除草管理されており、作物の作付はしておりませんでした。農地区分は10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に番号75を報告いたします。転用目的は、進入路の整備です。申請地周辺の状況は、畑と原野に囲まれた一角です。申請地の管理状況は、既にアスファルト舗装されており、進入路として使われておりました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は既設の側溝へ排水するもので、周辺農地への影響はないものと判断されます。なお、現地確認の結果、無断転用に該当するものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号76を26番推進委員お願ひいたします。

26番（門間健推進委員）

番号76を報告いたします。転用目的は、住宅1棟、駐車場3台分の整備です。申請地周辺の状況は、北側に住宅、南側に水田が広がっております。申請地の管理状況は、大豆が作付されておりました。農地区分は10ha以上の農地に属する第1種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響等はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号77と78を4番委員お願ひいたします。

4番（中本奈美委員）

番号 77 について報告いたします。転用目的は、駐車場、庭の整備です。申請地周辺の状況は住宅と水田に囲まれた一角です。申請地の管理状況は、古い木造の建物とトイレが建っており、碎石も敷かれ、土と碎石が混じって整地されている状況でした。農地区分は、おおむね 10 ha 以上の一団の農地に属する第 1 種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、無断転用に該当するものと思われます。

次に、番号 78 について報告いたします。転用目的は、宅地分譲の造成です。申請地周辺の状況は住宅や店舗に囲まれた一角です。申請地の管理状況は、碎石混じりの砂利が敷かれている状況でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。申請地周辺に農地はありませんので、周辺農地への影響はないと判断されます。碎石混じりの砂利敷きを無断転用と考えるのかどうかは判断がつきませんでしたので、ご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 79 を 25 番推進委員お願ひいたします。

25 番 (門間健推進委員)

番号 79 を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 7 区画の造成です。申請地周辺の状況は、住宅や店舗に囲まれた一角です。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。申請地周辺に農地はなく、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 80 から 83 を 1 番委員お願ひいたします。

1 番 (菅原ひろみ委員)

番号 80 と 81 について報告いたします。転用目的は、宅地分譲 6 区画の造成、位置指定道路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と畑に囲まれております。申請地の管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は都市計画区域内で用途を指定されている第 3 種農地です。雨水は側溝に流す計画で、土砂流出対策は擁壁を設置する計画です。周辺に対する影響はないと判断されます。

次に番号 82 と 83 について報告いたします。転用目的は、宅地分譲 7 区画の造

成、道路の整備です。申請地周辺の状況は住宅地です。申請地の管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水は側溝に流す計画、土砂流出対策は擁壁を設置する計画です。周辺への影響はないものと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号84を25番推進委員お願ひいたします。

25番（鈴木要推進委員）

番号84を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル136枚の設置です。申請地周辺の状況は、水田や太陽光パネル、北側が工場に囲まれております。申請地の管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は、おおむね300m以内に鉄道の駅の施設がある第3種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないものと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号85と86を1番推進委員お願ひいたします。

1番（今野隆之推進委員）

番号85を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル160枚の設置です。申請地周辺の状況は、畑や線路に囲まれております。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね500m以内に鉄道の駅が存在する第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないものと判断されます。

次に番号86を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル146枚の設置です。申請地周辺の状況は、畑と線路に囲まれております。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね500m以内に鉄道の駅の施設が存在する第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないものと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号87を25番推進委員お願ひいたします。

25番（鈴木要推進委員）

番号87を報告いたします。転用目的は、進入路の整備です。申請地周辺の状況は畑に囲まれております。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。

農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号88を26番推進委員お願ひいたします。

26番（門間健推進委員）

番号88を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル192枚の設置です。申請地周辺の状況は、北側を山林、南側が太陽光パネルに囲まれております。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺に対する影響はないものと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

議案第36号番号74から88までの15か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号75について、調査委員の報告で、既に進入路としてアスファルト舗装がされているという話がありました。それについての経緯を教えてください。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

既に他界をしております譲渡人の父が、昭和50年頃から農地転用の許可を得ないまま、自宅への進入路として使用していたとのことでございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

50年ぐらい前から、進入路として使っているのであれば、申請人から顛末書の提出が必要かと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

3番委員。

3番（布塚幸子委員）

申請地は譲渡人の実家となっております。図面上、上方に県道が通っておりますが、この県道に向かう自宅からの道が本来の進入路となります。水田の方に向かっているこの道路は、基盤整備の際に拡張された幅員の道路であり、それまでは歩行できる程度の細い畦畔のような形状であったとのことです。ここが舗装されたのは、この家屋を新築する際に重機が乗り入れるために舗装したものと見ております。したがいまして、実際の進入路は後方の県道に通じる方が本来の進入路になっていると考えております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

21番委員。

21番（中鉢守委員）

進入路とありますが、どこへの進入路なのか、その辺の説明をお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

位置図は4ページとなります。第5条番号75、進入路と記載しておりますが、北側に申請人の当時の自宅がございまして、こちらの建物に入るための進入路でございます。この建物に行く道は、北側の県道にまっすぐ行く道がございますが、こちらは道路ではなく、県道に申請人の土地が接続しているという形になっております。申請人の土地は地目が原野でございまして、北側の県道に隣接しており、以前はそちらから進入していたとのことです。今回の申請につきましては、申請地から、図面上で白く表示されている道が接続しておりますが、こちらに道を接続するために、アスファルト舗装して使用していたということでございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

21番委員。

21番（中鉢守委員）

どこへの進入路なのか、誰の家への進入路なのか、誰が必要としているのでしょうか。譲受人はどこで必要としているのでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

譲受人の方が、今回の転用申請と同時に、こちらの北側の自宅並びに周辺の土地も購入をいたしますので、そちらに対しての進入路という形になっております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

暫時休憩いたします。

[午後2時20分から午後2時30分まで休憩]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは再開します。14番委員。

14番（只埜和臣委員）

譲渡人より顛末書を会長及び県知事宛に提出していただくことでまとめたい
と思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

14番委員の意見で、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか、質疑ございませんか。7番委員。

7番（佐々木ひろ子委員）

番号78について、現地調査では地目は畠となっておりますが、畠としての形
状はなく、全て砂利敷きでしたので、無断転用ではないかと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

7番委員より番号78について無断転用ではないかというような質疑がござい
ましたが、これについて、何かございますか。5番委員。

5番（白川知則委員）

なぜ砂利敷きにしたのかということについて事務局の説明を求めます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

こちらの場所につきまして、碎石を敷いているかどうかの確認は、事務局では

行えておりませんでした。申請時点におきましては、まず航空写真により周辺の状況及び当該申請地の状況を確認いたしました。その結果、令和6年度の航空写真までは、当該地が畠として利用されていた状況であることを確認しております。また、こちらの場所につきましては、申請地の南側にあった一戸建ての貸家が既に撤去されていたようでございますので、その撤去の際の影響により、現在のような状況になったものと推察しております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

7番委員。

7番（佐々木ひろ子委員）

ということは、譲渡人が砂利敷きを行ったかどうかについては、明確ではないということでおろしいでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

現場を確認した限りでは、南側の撤去した貸家跡地と、当該申請地の表層が同じ状態でございました。そのため推察ではございますが、譲受人が隣接する宅地を撤去した際に、現在のように表面に碎石が多い状態になったものと考えております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

5番委員。

5番（白川知則委員）

そうであれば、譲受人の方から無断転用に係る手続きが必要であると思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

24番委員。

24番（中條泰洋委員）

私も航空写真を確認いたしましたが、最新のものでは畠として利用されており、良好な状態です。一方で、現地調査では更地になっており、車を駐車しているなど、具体的な利用状況について何か確認されていることはございますか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

特に確認されていないのが実情でございます。ただし、現地調査でもございましたとおり、現在は土地の上に石が多い状態となっており、航空写真で確認できる当時の状況とは変化しているものと認識しております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

暫時休憩いたします。

[午後2時40分から午後2時50分まで休憩]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは再開いたします。14番委員、まとめをお願いいたします。

14番（只埜和臣委員）

番号78につきまして、譲受人による無断転用でございますので、始末書の提出を求め、会長及び県知事宛に提出をお願いしたいと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

14番委員の意見で、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、番号78に関連しては、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求めるということでご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか、質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

番号77について、現地調査の報告の話を聞くと、既に碎石が敷かれていたというところの報告でしたが、それに至った経緯のご説明をお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

建物につきましては、現地調査で浴室及びトイレがあるとのご報告がありましたがとおり、昭和42年に建築がされております。譲渡人の父の代に建てられたもので、父は既に他界しております。また、土地の利用状況につきましては、現地

調査を行った際、自己保全管理という状況でございました。碎石については山積みにされておりますが、申請地の隣に居宅を建てた際に積まれたもので、今後碎石を敷く予定であり、現在はそちらの方に置いてある状況でございます。現状は自己保全管理の形での土地利用となっております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

5番委員。

5番（白川知則委員）

昭和42年に建てられた建物に関しては、無断転用ということでよろしいでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

5番委員。

事務局（湯山主幹兼係長）

ご質問のとおり農地法の許可を得ずに建っている状況でございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

5番委員。

5番（白川知則委員）

了解しました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

77番について、ほかにございますか。

10番（菅原清一委員）

今の説明では、申請地に風呂とトイレが建っているとのことで、既に使用されているということですから、農地が既に転用されていたということになります。申請人により顛末書の提出をお願いしたいと思います。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

10番委員より、番号77については申請人により顛末書の提出が妥当ではないかというご意見をいただきました。これに対して、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、番号77に関連しては、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求めるということといたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか、質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

番号87について、進入路という転用目的ですが、これは譲渡人の使用目的なのか、譲受人の使用目的なのか、どちらでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

譲受人が太陽光発電設備の建設のため、工事用車両の進入路として使用するという申請でございます。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

5番委員。

5番（白川知則委員）

了解いたしました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第36号番号74から88までの15か件のうち、番号75、77、78を除いた12か件について、許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である議案第36号番号75の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、議案第36号番号77の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、議案第36号番号78の1か件については、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第36号番号74から88までの15か件のうち、番号75、77、78を除いた12か件について、許可相当と認め、県に進達いたします。また、

無断転用である議案第 36 号番号 75 の 1 か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、議案第 36 号番号 77 の 1 か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、議案第 36 号番号 78 の 1 か件については、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

暫時休憩いたします。

[午後 3 時 00 分から午後 3 時 10 分まで休憩]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは再開いたします。

議案第 37 号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」番号 18 から 20 までの 3 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第 37 号番号 18 から 20 までの 3 か件について質疑を承ります。
質疑ございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第 37 号番号 18 から 20 までの 3 か件について、
許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第 37 号番号 18 から 20 までの 3 か件について、許可相当と認め、県に進達いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、議案第 38 号「農用地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について」番号 278 から 310 までの 33 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第38号番号278から310まで、合計33か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第38号番号278から310まで、33か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第38号番号278から310まで、33か件について同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

次に、議案第39号「農地利用状況調査に係る農地非農地の判定について」1,298か件の農地非農地の判定について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

それでは、議案第39号、1,298か件の農地非農地の判定について質疑を承ります。質疑ございませんか。

5番（白川知則委員）

太陽光発電についてお伺いいたします。今事務局からご説明がありました、全体で237件のうち管理がされているのが66件で28%，それ以外が171件で約72%とのことです。いろいろな不備があるとのことで、今後この案件についてはほぼ管理がされていないという認識ですが、今後どのような方針で進めていくのか、ご説明をお願いいたします。

事務局（星事務局長補佐）

當農型太陽光発電の判定についてですが、BとCにつきましては、不備もございますが、管理済として扱っております。Dに関しましては、来年度の遊休農地

として再度判定し、来年度以降も継続して調査を行い、状況を確認してまいりたいと考えております。調査結果につきましては、先ほども申し上げましたとおり、県に報告し、大崎市の現状を把握していただくよう努めておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

5番委員。

5番（白川知則委員）

ありがとうございます。この場合、太陽光パネルを設置した事業者と管理する事業者が異なるという認識ですが、どちらに対して是正の働きかけを行うのでしょうか。設置したものを管理しているメーカーでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

まず、作付を管理している方に対して指導を行います。その後、管理が不十分であれば、事業者に対しても指導等を行う必要があると考えております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

5番委員。

5番（白川知則委員）

ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか、質疑ございますか。6番委員。

6番（高橋順子委員）

同じく太陽光発電の件ですが、確認不能の5件とはどのような状況なのでしょうか。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（三本木総合支所地域振興課千葉主査）

今回、現地確認不能という結果とした理由でございますが、現地は、山を切り拓いて開墾した田んぼに小型ソーラーを設置している案件になります。現地に進入するまでの間に、市が所有する農道と個人が所有する農道があり、そこを通ら

なければ現地確認ができない状況でございました。その個人が所有する土地の部分に、第三者が侵入できないように単管パイプを使用したフェンスが設置されており、進入が困難であったため、調査困難という結果といたしました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

6番委員、よろしいでしょうか。

6番（高橋順子委員）

了解いたしました。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか、質疑ございますか。5番委員。

5番（白川知則委員）

三本木地区に関しましては、農業委員が不在のため、推進委員が調査を行っております。今後のことを考えますと、推進委員1人での調査では様々な問題が発生する可能性があると考えております。委員の中で協力していただける方がいらっしゃれば、一緒に三本木地区を調査していただくなど、複数人で調査していただいた方がよいのではないかと思います。その点についてのご見解をお願いいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

事務局。

事務局（星事務局長補佐）

三本木地区は、農業委員が不在のため、推進委員に調査を行っていただきました。来年度以降につきましては、地区割にとらわれず、近隣の委員の方にご協力ををお願いしながら、利用状況調査を進めたいと考えております。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

5番委員、よろしいでしょうか。

5番（白川知則委員）

はい、よろしくお願ひいたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか、質疑ございますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、議案第39号、1,298か件の農地非農地の判定について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

異議なしと認め、議案第39号、1,298か件の農地非農地の判定について決定し、遊休農地の所有者には農地利用意向調査、非農地の所有者には非農地通知を発送いたします。

これで審議事項を終了いたします。

それでは、次第の8協議事項に入ります。農政の報告（1）「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」農政委員長より説明願います。

農政委員長（中條泰洋委員）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま説明がございましたが、何か確認したいことはございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか、ございませんか。なければ、農政の報告（1）「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」は終了いたします。

次に農政の協議（6）「令和8年大崎市農作業標準賃金について」農政委員長より説明願います。

農政委員長（中條泰洋委員）

〔資料により説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ただいま、農政委員長より説明がございました。何か質疑はございませんか。
事務局。

事務局（桑添事務局長補佐）

〔補足説明〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

そのほか、ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長（熊谷安正会長職務代理者）

質疑がないようですので、農政の協議（6）「令和8年大崎市農作業標準賃金について」は承認いたします。

議長（熊谷安正会長職務代理者）

ここで事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（竹内事務局長）

[業務予定]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

最後に事務局、委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。

事務局（桑添事務局長補佐）

[連絡事項]

6番（高橋順子委員）

[連絡事項]

事務局（星事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（熊谷安正会長職務代理者）

以上で、本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添事務局長補佐）

以上をもちまして、令和7年度第8回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたしました。お疲れ様でした。

午後3時40分閉会

大崎市農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和7年11月25日

会長職務代理者 熊谷安正

委員 齋藤真理子

委員 菅原清一